第三十一条　［略］

2　均等割に係る基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。

一　地方税法第二百九十四条第一項第一号又は第二号に掲げる者に対するもの

市町村の市町村税課税状況調第一表の「個人均等割」のうち「納税義務者数」の「計」欄の数に二、五八三円を乗じて得た額

［二　略］

3　所得割に係る基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。ただし、当該合算額が負となる場合には当該額は零とする。

一　市町村の当該年度に係る基準税額

次の算式によつて算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

［｛（（129,000円×α）×A）×β＋B－C－D×β－E×β｝×0.984－F＋G－H］×0.75

129,000円×αに円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、（129,000円×α）×A、（（129,000円×α）×A）×β、D×β、E×β及び｛（（129,000円×α）×A）×β＋B－C－D×β－E×β｝×0.984に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A　市町村税課税状況調第12表の表側「市町村民税」の「合計」の表頭「納税義務者数」のうち「計」欄の当該市町村の数に次の算式によつて算定した率（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

a／b

算式の符号

a　当該市町村のその年の1月1日現在の20歳以上住民基本台帳登載人口

b　当該市町村の前年の1月1日現在の20歳以上住民基本台帳登載人口

B　分離長期譲渡所得、分離短期譲渡所得、一般株式等に係る譲渡所得等、上場株式等に係る譲渡所得等、上場株式等の配当所得等及び先物取引に係る雑所得等に係る当該年度の当初調定に係る額として総務大臣が調査した当該市町村の額

C　次の算式によつて算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

｛（c＋d）×γ＋（e＋f）｝×1.066

算式の符号

c　市町村税課税状況調第12表の表側「市町村民税」のうち「合計」、表頭「税額控除額」のうち「配当控除」欄の当該市町村の額

d　市町村税課税状況調第12表の表側「市町村民税」のうち「合計」、表頭「税額控除

第三十一条　［同上］

2　均等割に係る基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。

一　地方税法第二百九十四条第一項第一号又は第二号に掲げる者に対するもの

市町村の市町村税課税状況調第一表の「個人均等割」のうち「納税義務者数」の「計」欄の数に二、五七八円を乗じて得た額

［二　同上］

3　所得割に係る基準税額は、当該都道府県知事が第一号に定める方法によつて算定して当該市町村長に通知した額と第二号に定める方法によつて算定した額との合算額とする。ただし、当該合算額が負となる場合には当該額は零とする。

一　市町村の当該年度に係る基準税額

次の算式によつて算定した額

算式

［｛（129,100円×α）×A＋B＋C－D－E｝×0.982－F］×0.75

算式の符号

A　市町村税課税状況調第12表の表側「市町村民税」の「合計」の表頭「納税義務者数」のうち「計」欄の当該市町村の数に次の算式によつて算定した率（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

a／b

算式の符号

a　当該市町村のその年の1月1日現在の20歳以上住民基本台帳登載人口

b　当該市町村の平成28年1月1日現在の20歳以上住民基本台帳登載人口

B　分離短期譲渡所得、分離長期譲渡所得、株式等に係る譲渡所得等、上場株式等の配当所得及び先物取引に係る雑所得等に係る当該年度の当初調定に係る額として総務大臣が調査した当該市町村の額

C　市町村税課税状況調第20表の表側「平成27年度」のうち「7月」から「3月」まで及び「平成28年度」のうち「計」、表頭「税額（千円）」欄に係る当該市町村の額の合計額に0.989を乗じて得た額

D　市町村税課税状況調第12表の表側「市町村民税」のうち「合計」、表頭「税額控除額」のうち「配当控除」欄及び「外国税額控除」欄並びに「配当割額の控除額」欄及び「株式等譲渡所得割額の控除額」欄の当該市町村の額の合計額に1.053を乗じて得た額並びに市町村税課税状況調第12表の表側「市町村民税」の「合計」の表頭「税額控除額」のうち「寄附金税額控除」欄の当該市町村の額から市町村税課税状況調第42表の表側「市町村民税」、表頭「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの」のうち「控除額（千円）」欄の当該市町村の額を控除した額に1.000（ただし、特別区にあつては1.157）を乗じて得た額の合算額

E　市町村税課税状況調第12表の表側「市町村民税」のうち「合計」、表頭「税額控除額」